

各務原市提案競技方式業者選定要綱

(平成14年7月5日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市が発注する設計業務における設計業者を提案競技方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(提案競技方式)

第2条 提案競技方式とは、各務原市が発注する設計業務の場合に、設計図その他の設計案に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を求め、最も優れた提案書（以下「特定する提案書」という。）を特定し、その提出者を受託候補者とすることをいう。

(対象業務)

第3条 市長は、次に掲げる業務のうち、提案競技方式によることが適当と認める場合は、提案競技方式により設計業者を選定するものとする。

- (1) 高度の専門知識及び技術を必要とする設計業務
- (2) 象徴性、芸術性及び創造性等を求められる設計業務
- (3) その他市長が特に必要と認める設計業務

(提案書の提出者の選定)

第4条 市長は、各務原市指名業者審査委員会規程（昭和62年訓令第2号）に基づく各務原市指名業者審査委員会の議を経て、提案書の提出を求める設計業者を選定するものとする。

2 市長は、前項の提案書の提出を求める設計業者を選定する場合は、各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）に基づく競争入札参加者名簿に登載した者の中から、業務経歴、技術職員の経歴等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる設計業者を選定しなければならない。

(提案書の提出要請)

第5条 市長は、前条の規定により選定した者に対し、提案書の提出要請書に提案書作成要領及びその他必要な書類を添付して送付することにより、提案書の提出を依頼するものとする。

(提出要請書の内容)

第6条 市長は、提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明

- (2) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (3) 提案書を選考し、特定するための評価基準（以下「評価基準」という。）
- (4) 提案書の提出要請書に不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (5) 書類等の作成に使用する用語、通貨及び単価
（提案書作成要領）

第7条 予算執行担当課は、次に掲げる事項を記載した提案書作成要領を作成するものとする。

- (1) 設計条件
- (2) 提出書類
- (3) その他必要な事項
（選考委員会等）

第8条 提案書の特定を公正かつ厳正に行うため、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）別表第2に掲げる契約の相手方選定に係る委員会（以下「選考委員会」という。）に特定する提案書の候補を選定させなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市の職員により適正な選考が可能である場合は、市の職員で構成される提案書選考審査会（以下「選考審査会」という。）を設置し、特定する提案書の候補を選定させることができる。この場合において、市の職員により適正な選考が可能である理由について明確にしておかなければならない。

3 選考委員会及び選考審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 提案書の審査に関する事項
- (2) 評価基準に関する事項
- (3) その他選考委員会及び選考審査会が必要と認めた事項

4 選考審査会の委員は、設計業務に応じ、課等の長及び参事以上の職にある者その他市長が適当と認めた職員のうちから市長が任命する。この場合において、当該業務に係る工事の設計担当部長及び設計担当課長を委員に任命するものとする。。

5 選考審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 選考委員会及び選考審査会の庶務は、予算執行担当課において処理する。

8 選考審査会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

(提案書の特定)

第9条 市長は、選考委員会又は選考審査会の選考結果を参酌して当該業務についての提案書を特定するものとする。この場合において、当該業務が設計額等500万円以上の委託に関するものであるときは、各務原市指名業者審査委員会が特定する提案書の候補の提出者について事前に審査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、選考委員会又は選考審査会により選定された特定する提案書の候補の点数が著しく低いと認めるときは、提案書を特定しないことができる。

3 市長は、第1項の規定により特定した提案書の提出者に対して、特定した旨を通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第10条 市長は、提案書を提出した者のうち、受託候補者以外の者に対して、その旨及びその理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受理した日の翌日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 市長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(実施上の留意事項)

第11条 提案書を提出する者が、他の設計業者又は学識経験者の協力又は援助を受けて業務を実施する場合は、提案書にその旨を明記しなければならない。

2 特定した提案書以外の提案書は、提出者に返却するものとする。

3 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

4 市長は、提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対し、指名停止の措置を行うことができるものとする。

5 市長は、第1項から前項までに掲げる事項を、提案書の提出要請書に明記するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成19年8月24日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成21年7月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日決裁）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日決裁）

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。